

## 医学部医学科の学生支援メンター制度実施要項

(令和5年9月6日学長裁定)

### (趣旨)

第1 この要項は、旭川医科大学（以下、「本学」という。）の医学部医学科学生（以下、「医学科学生」という。）が早期に大学生活に適応できるよう相談体制を充実させるため、本学医学部医学科第1学年から第4学年の相談役（以下、メンターという。）を本学教員が担う学生支援メンター制度を実施するに当たり、その実施方法等を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要項において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) メンター 医学科学生からの学生生活及び修学上の相談を随時受け付け、寄せられる相談に対応する本学教員。
- (2) メンター制度 前号のメンターによる医学科学生の相談を受け付け対応する体制。

### (任務)

第3 メンターは、担当学生からの学生生活上及び修学上の相談を随時受け付け、寄せられる相談に対応する。

2 メンターは、前項の相談の内容に合わせて、次の各号に定めるとおり、情報を共有し連携する。

- (1) 学生生活、学修、及び休学などの学生の異動に関する相談を受けた場合は、担当学生の学年担当教員と情報を共有し連携する。
- (2) 健康上の相談を受けた場合は、保健管理センターと情報を共有し連携する。
- (3) 卒業後のキャリアに関わる相談を受けた場合は、医学部医学科の学生支援メンター委員会（以下、「メンター委員会」という。）と情報を共有し連携する。
- (4) その他の相談で対応に迷う場合には、メンター委員会に相談する。

### (対象教員)

第4 メンターは、原則、本学の基礎医学講座、臨床医学講座、旭川医科大学病院の診療科、及び各部（以下、「講座等」という。）に所属する教授、准教授及び講師のうち、講座等の長からの推薦を受けた者から、メンター委員会が選出し、学長が任命する。

### (任期)

第5 メンターの任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 人事異動や休職等により任期途中での交代が必要になった場合、後任のメンターの任期は、前任のメンターの残任期間とする。

### (配置方法)

第6 メンターは、医学部医学科の第1学年から第4学年を学年ごとに10人程度ずつのグループに分けた1グループごとに1名配置する。

2 メンターは、原則、任期中は同じ学生を担当することとする。

(雑則)

第7 この要項に定めるもののほか、メンターに関する必要な事項は、メンター委員会が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年9月6日から実施する。

【制定理由】

学生支援メンター制度発足に当たり、所要の内容を規定化するもの。